

IUCN評価書における勧告への対応について

資料1-2

2a	<p>推薦資産の設定をクライテリア(x)により焦点を当て、構成要素の選定や連続性、種の長期的保護の可能性等について再考する</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の推薦では、クライテリア(ix)を採用せず、クライテリア(x)のみを採用し、推薦書を修正する。 ・種の長期的保護のため、可能な限り、構成要素に挟まれた緩衝地帯を推薦区域に編入することで、構成要素の連続性を確保する。 ・土地利用状況を踏まえ連結ができない場合や生態学的な持続可能性を考慮した連結が難しい場合は、分断された小規模な構成要素を除外する。
2b	<p>クライテリア(x)への貢献を考慮しながら沖縄島のNTA返還地を必要に応じて推薦地に統合し、NTAの残りの地域を推薦資産の全体的計画や管理に統合するために必要な調整メカニズムをさらに発展させる</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・NTA返還地の大部分について、新たに森林生態系保護地域を設定するとともに、やんばる国立公園へ編入した。これらの保護担保措置を踏まえ、NTA返還地の大部分を新たに推薦地に統合する。 ・NTAの残りの地域については、米国と情報共有しつつ、外来種対策への協力等、日米間の意見交換を継続する。これらの協力体制について、包括的管理計画に記載し、統合的管理を図っていく。
2c	<p>実効的な意志決定基盤・過程により、土地所有者や利用者の推薦地の戦略的又は日常的管理への参画を確保する措置と共に、推薦資産の中の私有地を取得し、保護、統合するための戦略をさらに進める。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・集落との意見交換会、シンポジウムの開催、観光事業者による利用者に対する利用ルールの周知協力、林業者や地域及び警察と連携した密猟パトロール、奄美と沖縄の子どもの環境教育交流に向けた取組等を新たに行ったほか、住民参加型の外来種駆除の取組、地域の取組への補助制度の創設など、多様な主体による推薦地の管理への参画を確保するための方策検討を進めている。 ・奄美大島の私有地については、平成29年度には1,125haを取得し、平成30年度も必要な予算を確保し、約400haは既に取得したところである。また、取得した私有地については、巡視の実施、車両立入禁止柵の設置、標識整備などを進め、適切な保護管理を図っていく。
3	<p>奄美大島ノネコ管理計画の採択及び実施予定等、当該国の侵略的外来種(IAS)の駆除管理の取組を評価して留意し、既存のIAS対策事業を、推薦地の生物多様性に負の影響を与える他のすべての種を対象に拡大できるよう奨励する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美大島ノネコ管理計画は、環境省、鹿児島県、関係市町村の連名で2018年3月に策定され、その計画に基づいて各機関による具体的な対策が実施され、7~10月末に20頭のノネコを森林地域から排除している。 ・推薦地4地域において、新たな脅威となる侵略的外来種の早期侵入が想定される場所をいくつか選定してモニタリング調査を実施している。さらに鹿児島県では外来種侵入対策に関する条例を策定作業中であり、沖縄県においても、公有水面埋の立行為に際して外来種の混入を防止する条例を制定しているほか、外来種対策も盛り込んだ希少種保護の条例策定に向けて作業中である。
4	<p>当該国が、主要な観光開発地帯や観光誘因地域において、その魅力と収容力に応じて、適切な訪問者管理メカニズムや観光管理施設、解説システム、モニタリング体制等、観光開発計画及び訪問者管理計画の実施を追求するよう勧告する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美大島及び徳之島については、奄美群島持続的観光マスタープランや奄美群島エコツーリズム推進全体構想等のもと、観光客の増加が予想される金作原における利用調整や林道山クビリ林道の利用のルールづくりのための取組、認定ガイド制度の運用、ガイドの育成・確保、奄美トレイルの設定などを進めている。 ・沖縄島北部については、沖縄県主導のもと、「沖縄島北部持続的観光マスタープラン」の策定に向けた取組を開始した。また、やんばる型森林ツーリズム全体構想のもと、認定ガイド制度及びフィールド毎のルールの試行を進めている。 ・西表島については、沖縄県主導のもと、「西表島持続的観光マスタープラン」の策定に向けた取組を開始した。また、これまでのフィールド毎の自主ルールの作成に加え、利用調整に係る法制度の適用に向けた検討を開始しており、これらの結果を踏まえ、2020年3月までに西表島エコツーリズムガイドラインの策定を行う予定。
5	<p>当該国が、絶滅危惧種の状態・動向、及び人為的直接影響及び気候変動による影響に焦点を当てた、総合的モニタリングシステムを完成し、採択することをさらに勧告する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度中を目途に、遺産価値の保全状況を適切に把握及び評価し、順応的管理に反映させるための手順を規定するモニタリング計画の策定を進めている。